議案第１９９号

上越市ユートピアくびき条例の一部改正について

上越市ユートピアくびき条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市ユートピアくびき条例の一部を改正する条例

上越市ユートピアくびき条例（平成１６年上越市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

別表第１⑴アの表使用料の欄を次のように改める。

使用料
３００円
８９０円
２００円
４８０円
２４０円
３４０円
１７０円
４６０円
３５０円
３５０円
３５０円
３５０円
８９０円
１，１７０円
２４０円
２４０円
５７０円
３５０円
２００円
５２０円

３５０円
２，８４０円
８４０円
１２０円
３００円

別表第１⑴イの表使用料の欄を次のように改める。

使用料
１１０円
５１０円
７７０円
１，０２０円
３１０円
２，０４０円
５１０円
３１０円

別表第１⑴イの表備考３中「３００円」を「３１０円」に改め、同表⑵アの表使用料の欄を次のように改める。

使用料
１，２００円
３４０円
１７０円
８３０円
３３０円
１７０円
３６０円
２７０円
５４０円
１４０円
２７０円

別表第１⑵アの表備考７中「４００円」を「４８０円」に、「８００円」を「９６０円」に、「１，６００円」を「１，９２０円」に改め、同表⑵イの表アリーナの項中「２００円」

を「２１０円」に改め、同表⑶の表中央広場の項中「２２０円」を「２７０円」に改め、同表⑷の表いきいきコートの項中「１，１００円」を「１，２１０円」に、「２００円」を「２１０円」に改め、同表⑸アの表くびき球場の項中「７５０円」を「９００円」に改め、同表⑸イの表くびき球場の項中「３，０００円」を「３，０６０円」に改め、同表⑹アの表テニスコートの項中「２５０円」を「２６０円」に改め、同表⑹イの表テニスコートの項中「５００円」を「５１０円」に改め、同表⑺アの表ふれあいグラウンドの項中「１，２００円」を「１，３２０円」に改め、同表⑺イの表ふれあいグラウンドの項中「１，８００円」を「１，８４０円」に、「１，２００円」を「１，２３０円」に改め、同表⑻の表ゲートボールコートの項中「１３０円」を「１６０円」に改める。

別表第２⑴の表無憂の間の項中「７９０円」を「９５０円」に改め、同表和室の項中「１００円」を「１２０円」に改め、同表⑵の表希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペースの項中「５０円」を「６０円」に改める。

別表第３浴室回数利用券の項中「１，６００円」を「１，９２０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第３の規定は、令和２年４月１日以後に発行する回数利用券について適用し、同日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。